AI Production Readiness Assessment 判定レポート（サンプル）

対象システム	Discord 常駐型 LLM エージェント（社内呼称 `lab-llm_chatbot`）
対象リビジョン	`bb53090`（`main`、2026-08-26）
実施期間	2026-09-01（1 日、書面調査のみ）
実施者	OriTech（株式会社七夕研究所）
依頼元	株式会社七夕研究所
判定	**条件付き PASS**（現行の利用条件、書面調査の範囲）／本番環境の観点は **判定不能**
文書種別	IV&V 形式による判定レポート（サンプル）

AI Product Quality Assessment

Sample Report

v1.0

エグゼクティブサマリー

項目	結果
現行の利用条件（書面調査の範囲）	**条件付き PASS**
本番環境の観点	**判定不能**（必須証拠 4 件が未取得。追加提供と調査範囲の拡張で解消できる）
リリース阻害要因	1 件（拡大阻害 B-1）。停止級と現行阻害は 0 件
所見	7 件（中 5、低 2）。うち 1 件は利用拡大時に高へ上がる
最重要課題	LLM 出力の回帰評価手段がない（F-01）
利用範囲を広げる前に満たす条件	C-1〜C-3（第 1 章）

現行の利用条件（単一テナント、少人数、教育用途、出力が人間の判断を介して使われる）では、稼働を止めるべき欠陥は見つかりませんでした。ただし中核機能である LLM の応答について品質を測る手段がなく、人間の確認を外す用途や、誤りが当事者に直接不利益を与えるデータへの拡大は、回帰評価手段を用意するまで行うべきではありません。

本番環境（稼働中コンテナ、IAM 実効権限、復旧手順の実演、プロンプトインジェクション実試験）は証拠が未取得のため判定していません。これは欠陥の指摘ではなく、判定を保留している範囲の明示です。

0. この文書について

これは OriTech の成果物のサンプルです。 対象は、七夕研究所が自社で開発し、社外の利用者がいる環境で運用している実システムです。顧客システムのレポートは守秘義務により公開できないため、自社システムに同じ手順を適用し、同じ形式で判定したものを公開しています。

判定を甘くしていません。結論は条件付き PASS で、阻害要因を 1 件（拡大阻害）挙げています。

実案件では期間は 1〜2 週間、規模とリスク階層に応じて調査範囲を広げます。本サンプルは 1 日の書面調査だけなので、未検証範囲が実案件より広くなっています（第 2 章）。

1. 判定

判定の語彙

判定	意味
PASS	阻害要因がなく、必須の証拠が揃っている
条件付き PASS	現行の利用条件では稼働を妨げないが、明示した条件を満たすまで利用範囲を広げるべきでない
BLOCK	現行の利用条件でも稼働を止めるべき欠陥がある
判定不能（INSUFFICIENT EVIDENCE）	判定に必要な証拠が提供されておらず、可否を述べられない

分からないときに分からないと言うことを、判定値のひとつとして持っています。証拠が足りないまま PASS を出さないためです。

判定の導き方（判定基準書 第 4 章の要旨）

阻害要因は深刻度とは別に定義しています。3 つの種別があります。

種別	条件
停止級	現行条件の深刻度が Critical
現行阻害	現行条件の深刻度が High
拡大阻害	条件付き深刻度の条件値が High 以上で、その発生条件（利用条件の変化）が依頼元の計画や意図に含まれる、または通常の事業展開で予見される

判定は観点ごとに出します。観点内では次の順で見ます。停止級が 1 件以上あれば BLOCK。現行阻害が 1 件以上あれば分岐（下記）。拡大阻害だけなら条件付き PASS とし、拡大の前提条件を列挙する。阻害要因がなく必須証拠が充足していれば PASS。

現行阻害がある観点は、次の 2 つを両方満たすときに限って条件付き PASS になれます。

1. その被害経路を現行条件で防いでいる緩和策が現に機能していることを、証拠 ID 付きで確認できる。証言だけを根拠にした緩和策は緩和策として認めない
2. その緩和策の成立条件を明文化できる。どの前提が崩れたときに緩和が失効するかを書き、報告書の条件として載せる

どちらかを満たせない場合は BLOCK とします。どちらにもなれる余地を残しません。

判定不能は、観点ごとに調査着手前に宣言した必須証拠セットの未充足から機械的に導きます。担当者の心証では出しません。なお、判定基準の全文は社内規程であり公開していません。ここに載せたのは、判定がどう導かれたかを読むための要旨です。

本件の判定

現行の利用条件（単一テナント、少人数、教育用途、出力が人間の判断を介して使われる）について、書面調査の範囲で条件付き PASS。

同時に、本番環境の観点は判定不能です。 稼働中のコンテナ、IAM の実効権限、障害時の挙動、復旧手順の実演を確認していません（第 2 章）。Production Readiness を名乗る判定で、この範囲を見ずに全面的な PASS を出すことはできません。

本レポートで確認した範囲では、設計と運用の規律に積極的に評価できる要素が多くあります（第 7 章）。

利用範囲を広げる前に満たすべき条件

#	条件	対応する所見
C-1	LLM 出力について、**再現可能な回帰評価手段**を用意する（機械化は要件ではない。20〜50 件の事例を人が読む運用でも成立する）	F-01
C-2	本番環境の証拠（コンテナ、IAM 実効権限、復旧の実演）を提供し、判定不能の範囲を解消する	第 2 章
C-3	本番事象の記録を統一形式で索引できる状態にする	F-02

リスク階層が変わる場合

次のいずれかに広げる場合は **BLOCK 相当**と判断します。根拠は F-01 です。

- LLM の出力をそのまま外部へ提示し、人間の確認を経ない用途
- 個人情報、成績、与信のように、誤りが当事者に直接不利益を与えるデータを扱う用途

どちらも、出力が人間の判断を介してから使われるという現行の防壁が外れる用途です。その状態では、LLM 出力の回帰評価手段がないことが、その経路の唯一の防壁がないことと同じ意味になります。

テナント数の増加はこれと分けて扱います。1 テナントの障害が他テナントへ波及し得る構成は、本判定の前提（単一テナント）を外れるため、再判定を要件とします。BLOCK 相当には数えません。

2. 検証範囲と未検証範囲

未検証範囲を明示することが、この文書でいちばん重要な部分です。検証したことと検証していないことを混ぜたレポートは、判断の材料になりません。

証拠台帳（Evidence Register）

台帳は、要求した証拠と取得結果を突き合わせたものです。取れた証拠を並べた一覧を台帳とは呼びません。所見はここにある証拠を根拠にしていて、証拠 ID のない主張は載せません。

ID	内容	種別	状態	必須証拠となる観点	何を確認したか
E-001	対象リビジョンの確定	現物	取得済み	全観点の前提	版管理履歴と追跡ファイル一覧の照合
E-002	仕様 3 層（REQ / FUNC / DET）と ID 体系	現物	取得済み	トレーサビリティ	仕様 3 文書の読解と、ID の網羅抽出
E-003	テストの完全実行結果とカバレッジ	実測	取得済み	テスト	完全実行（1000 件成功、実行時間約 1 分）と、その実行でのカバレッジ集計
E-004	CI 構成	現物	取得済み	セキュリティ、開発プロセスの完全性	CI 定義の読解。起動条件と実行内容の確認
E-005	秘密情報と個人情報の追跡状態	実測	取得済み	セキュリティ	除外設定と暗号化設定の照合、追跡状態の機械確認
E-006	レビュー記録 12 件（記録セット単位）	現物	取得済み	開発プロセスの完全性	記録セットの存在と、指摘と処置の往復構造の確認
E-007	運用手順 3 件	現物	取得済み	運用	手順書の読解
E-008	実機不具合の記録	現物	取得済み	証跡と学習	報告書、変更履歴、レビュー処置文書の内容確認と、統一索引の探索
E-009	LLM 出力の評価資産の探索記録	探索記録	取得済み（結果は不在）	LLM 出力の品質	追跡ファイル全件に対する 2 系統の網羅探索。候補の実読と検出力の確認を含む

ID	内容	種別	状態	必須証拠となる観点	何を確認したか
E-015	コンテナ構成と権限境界の定義	現物	取得済み	セキュリティ	構成定義の読解。ネットワーク分離とツール許可リストの設定を確認

未取得の証拠は、要求した 1 件ごとに 1 行を立てています。

ID	内容	種別	状態	必須証拠となる観点	解消の経路
E-010	稼働中コンテナの状態	現物	未提供	本番環境	証拠の追加提供で解消できる
E-011	IAM 実効権限の実体	現物	未提供	本番環境	証拠の追加提供で解消できる
E-012	復旧手順の実演	実測	取得不能	本番環境	調査範囲の拡張で解消できる。実案件では実施範囲に含める
E-013	プロンプトインジェクションの実試験	実測	取得不能	本番環境	同じく調査範囲の拡張。実案件では実施範囲に含める
E-014	秘密情報スキャンの別経路の有無	証言	未提供	F-04 の要確認事項（必須証拠セットの外）	依頼元への質疑で解消できる

本番環境の観点を判定不能としている根拠は、E-010 から E-013 の 4 行です。必須証拠セットに未提供または取得不能の行が 1 件でも残る観点は判定不能とする、という機械的な導出になります。E-014 は必須証拠セットの外にある要確認事項で、判定不能の根拠には数えていません。

検証していない範囲

以下は本サンプルの調査対象外です。**この範囲に欠陥がないことを意味しません。** 本番環境の観点を判定不能としている根拠でもあります。

- **稼働中の本番環境そのもの**（コンテナの実際の状態、IAM 権限の実体、Bedrock のクォータと課金）
- **プロンプトインジェクション耐性の実試験**（設定と許可リストの存在は確認したが、突破を試みていない）
- **実データでの挙動**（名簿や会話ログの実物を参照していない）
- **外部 API のレート制限下と障害時の挙動**
- **監視のアラート設定と実際の通知経路**（クライアント実装の存在のみ確認）

- **復旧手順の実演**（runbook の記述を読んだだけで、実行していない）
- **依存パッケージの脆弱性**（未実施）
- **分岐カバレッジ**（行カバレッジのみ測定した）
- **コードの論理的正しさ**（読解した範囲を超えた網羅的なレビューは行っていない）

3. 深刻度の基準（判定基準書 第 3 章の要旨）

深刻度は、観測された状態が直接もたらすものに付けます。この統制がなければいずれ何かが起きるだろう、という想定の連鎖を深刻度の根拠にしません。連鎖は被害経路として所見の本文に書きます。この原則によって、統制の欠如と欠陥の存在を区別します。欠陥の存在とは、コード、設定、構成に実在する不備を指します。実在する脆弱な依存や、版管理に追跡されている秘密情報の実値がこれにあたります。

各所見について、4 つの軸に順に答えます。

軸	問い
被害の階級	観測された状態が直接もたらすものは何か。重大被害への経路の防壁が失われているか（A）、品質の劣化や統制の弱化に留まるか（B）、保守性と監査性への影響か（C）
発生条件	現行の通常運用で起こり得るか。特定の外部条件の成立が要るか。利用条件の変化が要るか
統制の型	起きたときに気付ける仕組みはあるか。機械が防ぐ、機械が検出して人が対応する、人の注意のみ、なし
不可逆性	起きたあと被害は戻せるか。情報の露出と信頼の毀損は、原則として戻らないものとして扱う

外部条件の成立が必要な経路は 1 段下げます。条件の成立確率を本調査では評価できないためです。

利用条件が変わると値が変わる所見は、二重に書かず、条件付きの一段として持ちます。表記は `中（利用拡大時：高）` の形です。現行値は現行条件で評価した値、条件値は変化後の条件で評価した値で、判定は両方を使います。現行値は現行条件の判定に、条件値は利用範囲を広げる前提条件の導出に使います。各深刻度の境界例は判定基準書の側に一覧で持っており、本レポートには載せません。

4. 観点別の所見

所見には、何を確認したかと証拠 ID を付けます。確認したことを書けない指摘は載せません。

F-01 LLM 出力の品質を評価する資産が存在しない（深刻度: 中〈利用拡大時: 高〉）

観点: LLM 出力の品質　証拠: E-009

LLM が生成する応答そのものの品質を測る資産がありません。評価用のデータセットも、期待値を固定したゴールデンセットも、応答の自動判定も見つけていません。存在しないと書ける根拠を先に示します。

- 探索範囲: 版管理に追跡されている全ファイル。加えて README と開発ノート類を個別に読んだ
- 方法: 名称と配置による探索と、内容語（英語と日本語の双方）による全文探索の 2 系統
- 内容確認: 内容語探索で挙がった候補は 1 件だけで、これを実読した。プロセス状態の自動判定についての記述で、応答品質の評価とは無関係だった
- 検出力の確認: 同じ方法で、存在すると分かっている運用手順書 3 件とレビュー記録一式を検出できることを確かめた
- 探索日: 2026-09-01

このシステムはモデルをティア分けして使い分けます。ティア配分を変えたとき、プロンプトを書き換えたとき、スキル定義を足したとき、応答が悪くなっていないことを主張する手段が今はありません。現状の検出は、利用者と開発者が読んで気付くことに尽きます。テストが 1000 件成功し、行カバレッジが 91% であることは、この点について何も語りません。測っている対象が違います。

深刻度は 中（利用拡大時: 高）としました。高を単独で付けることも検討し、退けています。現行の利用条件では、出力が人間の判断を介してから使われる運用が防壁として残っているためです。誤った応答がそのまま結果になる経路は、今は人の目で一度切れています。ただしこの防壁は運用の形で成立しているだけで、仕組みとして担保されていません。防壁が外れる用途、つまり出力を人の確認なしに提示する用途や、誤りが当事者に直接不利益を与えるデータを扱う用途では、評価資産の不在がその経路の唯一の防壁の不在になります。そこで条件値を高とし、拡大阻害として第 6 章に立てました。

F-02 本番事象の記録が分散しており、一箇所から追跡できない（深刻度: 中）

観点: 証跡と学習　証拠: E-008

実機で見つかった不具合の記録は**存在します**。日付付きの報告書にドッグフーディングで見つけた不具合と修正の節があり、コミットメッセージにも経緯が残り、レビューの指摘と処置も対になって記録されて

います。確認したのは、報告書、変更履歴、レビュー処置文書のそれぞれに同じ事象の記述があることです。一方で、それらを統一形式で束ねた索引は見つかりませんでした。

問題は不在ではなく分散です。

事象から原因へ、原因クラスタへ、同型欠陥の横断探索へ、回帰テストへという対応を、一箇所から辿れません。個々の記録の質は高いのに、この事故から何を一般化してどこまで横展開したかを後から追う経路がありません。横展開は統制の実務そのものであり、索引がなければその実務が回りません。記録する文化はあります。欠けているのは形式と索引です。

F-03 仕様 ID のトレーサビリティを機械が検査していない（深刻度: 中）

観点: トレーサビリティ　証拠: E-002

仕様は REQ から FUNC、DET へ降りる 3 層で ID 体系を持ち、テストコードからも ID が参照されています。仕様文書から ID を網羅抽出すると 256 件（REQ 89、FUNC 81、DET 86）。テストコード側から参照されている ID は、ユニークで 69 件でした。

内訳が偏っています。69 件のうち 68 件が DET 層で、FUNC 層は 1 件、REQ 層は 0 件です。3 層の下端だけがテストと接続している、という観測になります。要求層の ID をテストが一度も名指ししていない状態です。

対応関係の完全性を機械が検査する仕組みはありません。仕様を足したり変えたりしたときに、対応するテストがないことに気付く経路が、人の注意力だけになっています。ID 体系を持っている利点が、そこで止まっています。

註を 2 つ。参照のない ID をテスト未実施とは述べません。記述だけの仕様項目もあり、参照の有無からテストの有無は導けません。だからこそ、意図的に検査対象外だと宣言できる仕組みが要ります。もう 1 つ、テストの中には REQ-(1) のような非公式な項番参照もありますが、接頭辞と 3 桁数字の形をとる正式な仕様 ID とは別のものとして扱い、上の件数には数えていません。

F-04 CI に依存パッケージの脆弱性検査がない（深刻度: 中）

観点: セキュリティ　証拠: E-004、E-014

CI 定義が実行するのは lint とテストです。依存パッケージの脆弱性検査も、コミット前の検査も、定義に含まれていません。起動条件は主要ブランチへの push と PR です。外部と通信する常駐プロセスとして、依存に脆弱性が出てから気付くまでの期間がそのまま空きます。

深刻度は中に留めました。観測されたのは統制の欠如であり、欠陥の存在ではありません。脆弱な依存が現に入っていることは確認していないので、被害が出るには外部条件、つまり悪用可能な脆弱性が実在し

てそれが攻撃されることが必要です。この型は 1 段下げて扱います。

この所見には未確認が残っています。組織の他リポジトリでは秘密情報スキャンが稼働しています。本リポジトリで別経路が用意されていないかは、依頼元への質疑で確かめる必要があります（E-014）。回答によっては、この所見の記述は変わります。

F-05 ブランチ保護がサーバ側で強制されていない（深刻度: 中）

観点: 開発プロセスの完全性　証拠: E-004

主要ブランチへの直接反映を禁じる規約と、CI の可視ステータスで運用しています。サーバ側の強制設定は、利用中のプランの制約で有効化できません。README にその旨が明記されています。確認したのは README の記述と、CI の起動条件です。反映のたびに CI 緑を確かめるかどうかは、今のところ人の遵守に委ねられています。

深刻度を低へ下げることを検討し、退けました。欠けている統制と同等の検出を果たす別の仕組みが機械的に機能している場合は、減額を認めています。ただし同等とは、当該の逸脱そのものを検出することを指します。ここで CI が検出するのは、規約を破った反映の下流で壊れたものです。直接反映それ自体は CI を素通りします。減額の条件を満たさないため、中のままとしました。開発者自身が制約として README に書いている点は評価します。既知の制約として扱えます。

F-06 テストが観測していない範囲が宣言されていない（深刻度: 低）

行カバレッジは 91%、総ステートメント 3672 のうち 336 が未実行です（観点: テスト、証拠: E-003）。この 336 が意図した除外なのか、単に手が回っていないのかを区別する記録がありません。テストの運用そのものは動いているので、欠けているのは後からの点検と監査の手間の分です。分岐カバレッジは測っていません（第 2 章）。

F-07 テストの層が構成上区別できない（深刻度: 低）

契約テストと受け入れ試験は事故への対応として追加されていますが、テストの追跡ファイル一覧を見ても、配置と命名から契約、結合、受け入れの層を区別できません（観点: テスト、証拠: E-003）。どの層が薄いかを構成から読み取れず、層ごとに実行時間や実行タイミングを分ける運用も取りにくい状態です。

5. 原因クラスタと横展開

個別の所見を並べるだけでは、同じ形の欠陥が戻ってきます。所見を原因の側から括り直しました。

クラスタ A: 観測範囲の境界の宣言

該当: F-01、F-03、F-06

3 件とも、検査の仕組みはあるのに、その仕組みが何を見ていないかが書かれていない、という点で共通して見えます。カバレッジは高い一方で未カバー領域の性質が管理されていない（F-06）。仕様 ID 体系はあるが対応の完全性が検査されていない（F-03）。LLM 出力については検査の枠組み自体が見つからない（F-01）。3 件を同じ原因に還元できるとまでは言いません。ただ、是正の向きは揃うと読めます。

横展開の指示: 検査の仕組みを足すより先に、**各検査に対象外の宣言を持たせる**。カバレッジの除外理由、テスト対象外とする仕様 ID、評価しない出力の種類を、それぞれ列挙する。宣言のない未検査は、そこに欠陥があるものとして扱う。

クラスタ B: 記録の形式と索引

該当: F-02、F-05

事象の記録（F-02）と反映規約の遵守（F-05）は、実質が伴っています。抜けているのは形式化と強制化で、そこが似ています。質が高いのに再現と監査ができない、という状態です。

横展開の指示: 実質が伴っている運用から順に、形式と索引を与える。強制化がプラン制約で不可能なものは、制約として明文化されている現状を維持する（隠さない）。

探索した範囲

上記 2 クラスタについて、リポジトリ内の他の箇所に同じ形の構造がないかを探索しました。本サンプルは書面調査だけなので、探索は仕様、CI、テスト構成、ドキュメント構成に限っています。実案件では、設定ファイル、権限定義、外部連携の各経路まで同型探索を広げます。

6. リリース阻害要因

現行の利用条件における阻害要因は 1 件です。種別は拡大阻害で、停止級は 0 件、現行阻害も 0 件でした。

ID	内容	種別	根拠
B-1	利用範囲を拡大する場合、LLM 出力の回帰評価手段が必要	拡大阻害	F-01

B-1 を阻害要因に立てた理由を書きます。このシステムの中核機能は LLM の応答です。その品質を測る手段がないまま、モデル更新やプロンプト変更やスキル追加のあとで悪化していないことを主張できません。今は利用者が少なく、人が読んで気付けるため運用が回っています。回っている理由は規模にあります。同じ運用を、規模が変わったあとまで持ち越すことはできません。F-02 以下は阻害要因としません。運用を止める理由にはならず、是正ロードマップで扱うものと判断しました。

7. 良好と判断した点

欠陥だけを並べたレポートでは、判定の意味が出ません。何が既に担保されているかを書きます。

観点	内容	証拠
テスト	**1000 件が全て成功し、行カバレッジ 91%**（3672 文中 336 文が未実行）	E-003
仕様	要求、機能、詳細の 3 層で ID 体系を持ち、ID がテストからも参照されている	E-002
独立レビュー	生成とは別系統の LLM によるレビューを 12 の記録セットとして残し、指摘と処置を対にしている	E-006
秘密情報	実値を除外し、テナント別の設定を暗号化してコミットしている。実値の追跡なし	E-005
個人情報	実名簿はパターンで除外され、追跡されていない。リポジトリには雛形のみ	E-005
権限境界	外部通信を行う補助コンポーネントをネットワーク分離し、ホストへ公開していない。ツール許可リストを設定として持つ	E-015
安全性の実装	CSV 数式インジェクション無効化、ファイル名正規化、パストラバーサル拒否をテスト付きで実装	E-003
運用手順	再起動とデプロイ、初回デプロイ、講義後のデータ撤収の手順書を 3 本持つ	E-007
事故からの学習	実機で見つかった不具合を個別修正で終わらせず、不変条件と回帰テストへ変換している	E-008
公開指標の再現性	外部記事が公開したテスト件数を独立に再計測し、一致を確認した	E-003

レビュー記録の数え方について一言。巡（指摘と処置の往復の回数）を単位にすると、1 セットの中に何巡あるかが文書の記述から確定できませんでした。そこで数える単位を記録セット（指摘文書と処置文書の対、または統合文書 1 本）と宣言し、12 件としています。

独立レビューの往復を記録として残していること、事故を型へ変換していること、1000 件と 91% という検査の厚み。本レポートで確認した範囲では、いずれも品質管理上の積極的な要素として評価します。これらがあるため、判定を条件付き PASS に置いています。

8. 是正ロードマップ

優先度は、壊れたときの影響と不可逆性と是正コストの組み合わせで決めています。

Phase 1: 利用範囲の拡大より前（B-1 の解消）

1. **評価事例集の作成**（F-01）。実際の会話ログから代表事例を 20〜50 件抽出し、期待される応答の性質（事実性、根拠の提示、指示遵守、文体、過剰な断定の回避）を言語化する。**網羅性より、壊れたら困る事例が入っていることを優先する。自動化は後でよい**
2. **判定の実施体制**（F-01）。LLM を判定器として使う場合は、人間の判定との整合を定期的に確認する。判定器と生成器を同じ系統にしない
3. **未検査範囲の宣言**（F-06、クラスタ A）。カバレッジの除外理由と、テスト対象外とする仕様 ID を列挙する

Phase 2: 3 か月以内

4. **本番事象の記録形式と索引**（F-02）。事象、原因、原因クラスタ、横展開探索の結果、回帰テストの対応を 1 形式に揃え、一覧から辿れるようにする
5. **トレーサビリティの機械検査**（F-03）。仕様 ID とテストの対応を CI で検査し、対応のない ID を検出する。除外は宣言により許可する
6. **依存脆弱性検査の CI 追加**（F-04）

Phase 3: 継続

7. **テスト層の構成整理**（F-07）と分岐カバレッジの導入
8. **ブランチ保護**（F-05）。プラン変更または公開の判断が必要。当面は制約の明文化を維持する

9. 本レポートの限界

- 本レポートは保証を与えません。記したのは、実施した検証の範囲における所見と判断です。第 2 章に記した未検証範囲について、欠陥がないことは述べていません
- **本番環境の観点は判定不能です。** 現行の利用条件についてのみ条件付き PASS としています
- 判定は調査時点（`bb53090`）のものです。以後の変更には及びません
- 本サンプルは 1 日の書面調査だけです。実案件では本番環境の確認、実データでの検証、権限の実体確認、プロンプトインジェクションの実試験を含みます
- OriTech は本システムの開発主体である七夕研究所と同一法人です。**本サンプルは独立性の要件を満たしていません。** 実案件では、判定と是正実装を同一契約かつ同一担当では受けず、再判定は検証側の担当が行います
- 本サンプルは公開用のため、構成の詳細を一般化して記述しています。**確認に用いた具体的な手順と道具の名称も書いていません。** 実案件の報告書では、第三者が同じ結果へ到達できる形で証跡として添付します